



項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録)(法第26条第2項)

4 法第52条第3項の規定により、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が、法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、2及び3に掲げる書類のほか、以下の書類を添付すること。

(1) 法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し(仮認定特定非営利活動法人は除く。)、同項第2号に掲げる認定又は仮認定の基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し並びに同項第3号に掲げる寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し

(2) 認定又は仮認定の通知書の写し

(3) 所轄庁に提出した直近の次に掲げる書類の写し

ア 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規定

イ 次に掲げる事項を記載した書類

(ア) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

(イ) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

(ウ) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

a 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引

b 役員等との取引

(エ) 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

(オ) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

(カ) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

(キ) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び用途並びにその実施日

ウ 法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類

(4) 所轄庁に提出した直近の次に掲げる書類の写し

ア 助成金の支給の実績を記載した書類

イ 海外への送金又は金銭の持ち出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合において、事前に、その金額及び用途並びにその予定日(事前の作成が困難な場合にあっては、その実施日)を記載した書類